

国民健康保険・老人保健加入のみなさまへ

本庁保健福祉課（国民健康保険係・老人保健係）
電話0994-22-3041
支所住民生活課（保険係） 電話0994-25-2511

平成19年4月から、70歳未満の方が入院される時は、必ず本庁保健福祉課又は、支所住民生活課で**限度額適用認定証**の交付を受けてください。病院での支払額が下記の表に記載された自己負担限度額となります。

- 申請に必要なもの(保険証・印鑑)



■70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来+入院（世帯）	食事代
上位所得者	150,000円 + [医療費(10割) - 500,000円] × 1%	1食 260円
	4回目以降 83,400円	
一般	80,100円 + [医療費(10割) - 267,000円] × 1%	
	4回目以降 44,400円	
住民税非課税	35,400円	1食 210円 (91日目から 160円)
	4回目以降 24,600円	

※ 70歳以上の国民健康保険加入者及び老人保健受給者で、住民税非課税世帯の方は、入院時の医療費と食事代が減額されますので、本庁保健福祉課又は、支所住民生活課で「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の交付を受けてください。

- 申請に必要なもの(保険証・印鑑・高齢受給者証または、老人医療受給者証)

進学・就職される学生さんへ

就学のため、家族と離れて生活する場合、  の申請をしてください。

- 申請に必要なもの(保険証・印鑑・**在学証明書**)

就職される方で社会保険に加入されたら、国民健康保険の喪失届をしてください。

- 申請に必要なもの(**社会保険証**、国民健康保険証・印鑑)

平成19年度前期技能検定(国家検定)の実施について

職業能力開発促進法第44条の規定に基づき、平成19年度前期技能検定が次のとおり実施されます。

1 受検申請書受付期間
4月3日(火)～4月13日(金)まで(土・日曜日を除く)

2 試験実施日
①実技試験
6月11日(月)～9月16日(日)までの期間で職種ごとに定める日

②学科試験
7月29日(日)、8月26日(日)、9月2日(日)、9月9日(日)で職種ごとに定める日

3 実施募集等級
1級、2級、3級、単一等級

4 実施募集職種
機械加工、工場板金、畳製作、路面表示施工など30職種

■試験に関する問い合わせ先
鹿児島県職業能力開発協会
☎099-1226-1324